

これだけは押さえておきたい
改正民法(債権法)



債権譲渡／時効

上田 孝治 Ueda Koji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター客員講師、兵庫県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、兵庫県消費者教育推進計画検討会委員、芦屋市都市計画審議会委員などを務める

債権譲渡とは

貸金債権や代金債権といった債権を持っている債権者は、契約によって債権を移転することができ、これを債権譲渡といいます。債権が譲渡された場合、譲渡された債権の債務者から見れば債権者が替わることとなりますが、債権を譲り渡した元の債権者を「譲渡人」、債権を受け取った新しい債権者を「譲受人」と呼んでいます。債権譲渡は、「債権を譲渡します」という譲渡人と譲受人の契約だけで成立しますので、債権譲渡についての債務者の同意がなくても、債権者が替わることとなります。

債権譲渡を行う目的には様々なものがあります。持っている債権の弁済期前に債権を売却して資金を調達したり、債権者が、資産の乏しい債務者が有しているほかの債権の譲渡を受けることによって債権を回収したりするために行われることがあります。

債権譲渡の債務者に対する対抗要件

債権譲渡は、債務者の同意と関係なく成立しますので、債務者の知らないところで債権譲渡が行われると、誰が真の債権者なのか、債務者には分からないこととなります。

そこで、譲受人が、債務者に対して「私が債権者です」と主張するために備えなければならない要件が定められており、これを「債務者に対する対抗要件」といいます。債務者に対する対抗要件が備わっていない場合には、債務者は、譲受人から債権の履行(代金の支払など)を求め

られても拒絶することができます。

債務者に対する対抗要件を備えるためには、①譲渡人が債務者に対して、債権譲渡があったことを「通知」するか、②債務者が、債権譲渡があったことを知っている旨を、譲渡人か譲受人に対して表明する(「承諾」という)のいずれかが必要となります(467条1項)。なお、①の債務者に対する「通知」については、譲渡人から行わなければならないが、譲受人から債務者に通知したとしても、債務者に対する対抗要件を充たしたことはありません。

この債務者に対する対抗要件が充たされた場合には、譲受人が、債務者に対して「私が債権者です」と主張できることとなりますので、譲受人から債権の履行を求められた債務者は、譲受人に対して弁済をしなければなりません。

債権譲渡と債務者の抗弁

債権譲渡があった場合に、債務者が、譲渡人との関係で、債務の履行を拒絶できるような事情、つまり「抗弁」(例えば、同時履行の抗弁権、契約の無効・取消・解除など)を譲受人に対しても対抗できるかという点については、民法の改正により大きくルールが変わっています。

この点、改正前の民法には異議なき承諾による抗弁の切断といわれる規定があり、債務者が、債権譲渡について、「異議をとどめない承諾」をしたときは、譲渡人に対する抗弁を譲受人に対抗できないとされていました。

これに対して改正民法では、異議なき承諾による抗弁の切断規定が廃止され、債務者は、対

抗要件具備時(つまり、債務者に対する対抗要件である通知または承諾の時)までに「譲渡人に対して生じた事由」を、譲受人に対抗することができる」とされています(468条1項)。これにより、債務者は、債権譲渡があった場合でも、新しい債権者に対して、元の債権者に主張できた事情を同じように主張して、支払の拒絶などをすることができます。なお、この「譲渡人に対して生じた事由」といえるためには、対抗要件が備わるまでに既に契約の取消や解除の意思表示をしている必要はなく、取消や解除といった抗弁事由が発生する基礎的な事情(錯誤や詐欺、契約不適合などの事実)が存在していれば足りると考えられています。

他方で、債務者は、譲受人に対抗できるはずの抗弁を、任意に放棄することもできます。債務者が任意に抗弁を放棄したということになれば、債務者は、元の債権者に主張できた事情を新しい債権者に主張することはできなくなります。この債務者による抗弁の放棄については、放棄される抗弁の範囲が債務者に明確となっているのであれば、包括的な抗弁の放棄であっても効力が否定されるわけではないとされています。そのため、約款などによる事前の包括的な抗弁の放棄も民法上許されないわけではなく、実際に、割賦販売法の適用がないいわゆる後払い決済サービスにおいて、「会員は、代金債権の譲渡について、販売店に対して保有する一切の抗弁を放棄する」といったような規約が定められていることがあります。もちろん、このような包括的な抗弁放棄条項については、民法上は有効であるとしても、消費者契約法の不当条項規制などの問題が生じる可能性があります。

債権の消滅時効の起算点と時効期間

債権が行使されない状態が一定期間続いた場合には、債権は時効によって消滅するとされており、これを消滅時効といいます。消滅時効に

かかる期間は、原則として、債権者が権利行使できることを知った時から(主観的起算点)5年(166条1項1号)、または、権利行使できる時から(客観的起算点)10年(166条1項2号)のいずれか早いほうとされています。

この例外として、例えば、生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、客観的起算点の期間が20年に延長されています(167条)。

なお、改正前の民法では、商行為によって生じた債権の商事消滅時効(5年)や職業別の短期の消滅時効の規定がありましたが、改正によりこれらは廃止となりました。

時効の「完成猶予」と「更新」

消滅時効の時効期間が経過して時効が完成すれば、債権は時効によって消滅することになりますが、一定の場合には、時効が完成しなかったり、時効期間が振り出しに戻ったりすることがあります。

まず、一定の事由が生じた場合に、その事由が終了するまで、または終了後一定期間が経過するまでは時効が完成しないことになるのが時効の「完成猶予」で、改正前民法の時効の停止に近いものになります。これに対して、一定の事由が生じた場合に、それまでの時効期間がゼロになって、新たに時効期間の進行が始まる(振り出しに戻る)のが時効の「更新」で、改正前民法の時効の中断に近いものになります。

例えば、裁判上の請求、つまり訴えを提起したような場合は時効の完成猶予事由とされていますので、裁判の続いている間は、元々の時効完成予定とされる時期が来ても時効は完成しません(147条1項1号)。そして、裁判の進行が進み、訴えを認める判決が確定した場合には、確定判決は時効の更新事由とされていますので、時効期間は振り出しに戻り、新たな時効期間(確定判決の時効期間は169条により10年となる)の進行が始まることとなります(147条

2項)。

また、裁判外で債権者が債務者に請求する場合(郵送で貸金の支払を求めるなど)を「催告」といい、時効の完成猶予事由とされています。催告をすることによって、催告してから6カ月が経過するまでは時効が完成しないこととなります(150条1項)が、この猶予期間中の再度の催告には、完成猶予の効力はありません(150条2項)。つまり、催告は一度しか完成猶予の効力はありませんので、催告を何度も繰り返して完成猶予の状態を続けることはできません。したがって、催告は、時効の完成が迫っているときに、取りあえず時効の完成を猶予させるための手段であり、猶予されている間に、裁判上の請求のような手続に移行する必要があります。

次に、権利についての協議を行う旨の書面または電磁的記録による合意(協議合意)があった場合は、時効の完成猶予事由とされています。これは、当事者間で権利についての話し合いが行われている間に時効が完成してしまうという不都合を避けるためのものです。協議合意がある場合には、①合意から1年(合意において1年未満の協議期間を定めたときはその期間)、②当事者の一方から協議の続行を拒絶する通知があった時から6カ月のいずれか早い時までの間、時効の完成が猶予されることとなります(151条1項1～3号)。協議合意については、紛争が生じた場合に協議する旨を事前に契約書などで定めていても要件を充たしませんので、紛争が生じてからの合意が必要となります。

また、協議合意については、元々の時効完成予定の時期から5年を超えない範囲であれば、合意を繰り返すことができ、前記の期間に従った完成猶予の効力が認められます(151条2項)。なお、催告による完成猶予の期間中に協議合意をしても、時効の完成は猶予されません(151条3項)ので、催告による完成猶予期間を経過すると時効が完成することになります。

さらに、債務者が、権利者に対して、権利が存在していることを認める旨の表示をすることを「承認」といい、時効の更新事由とされています(152条)。承認の具体的な方法については特に限定はありませんので、裁判外におけるものでも、口頭でも、黙示的なものでも承認になる可能性があります。具体的には、支払を猶予してくれるように頼んだり、債務の一部を支払ったりすることは承認となりますし、利息を支払う行為は元本についての承認となります。

消滅時効の援用

債権の消滅時効が認められると、債権は起算日にさかのぼって消滅することになります(144条)ので、債務者は、起算日以降に生じていた利息や遅延損害金を支払う必要もなくなります。もっとも、時効の効果は、時効期間の経過によって当然に発生するわけではありません。時効の効果は、債務者その他の権利の消滅について正当な利益を有する者が、時効の利益を受けようとする意思表示(=時効の援用)をすることによって初めて生じます(145条)ので、実際上は、時効の援用通知を債権者に送付するといったことが必要になります。

時効に関する改正前民法の適用

時効は、長い期間が経過して問題が生じるという特徴がありますので、改正民法が施行されている現時点においても、改正前の民法と改正後の民法のいずれの規定が適用されるのかが問題となります。この点、時効期間に関する規定については、改正民法が施行された2020年4月1日より前に債権が生じた場合や債権が生じた原因となる契約がされているときは、改正前の民法の規定が適用されます(附則10条4項)。

今回は、「保証契約」をテーマとして、保証人を保護するルールについて解説します。